

鳥取県緑の産業再生プロジェクト日野川流域部会規約

平成24年6月12日制定

(目的)

第1条 本部会は、日野川流域活性化センター規約第10条の規定に基づく委員会であり、本部会会員が鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業（以下「プロジェクト事業」という。）を活用して行う間伐、路網整備、県産材の利用拡大のための施設整備、流通円滑化の取組及び公共施設での地域材利用の取組等について、会員間で調整を図りながらプロジェクト事業期間における事業計画を策定するとともに、プロジェクト事業の円滑な実施と事業効果の発揮を図るための調査、普及啓発活動等を行うことを目的とする。

(事務局)

第2条 本部会は、事務局をNPO法人フォレストアカデミージャパンに置く。

(事業)

第3条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 日野川流域におけるプロジェクト事業の事業計画の策定に関すること。
- (2) (1)以外の事項で鳥取県緑の産業再生プロジェクト協議会（以下「プロジェクト協議会」という。）の役員会に付議すべき事項に関すること。
- (3) プロジェクト協議会の役員会の議決した事項の執行に関すること。
- (4) その他部会において必要と認めた事項に関すること。

(部会の会員)

第4条 本部会は、次に掲げるものをもって組織し、別紙名簿のとおりとする。

- (1) 森林組合
- (2) 林業関係事業体
- (3) 行政機関
- (4) 学識経験者
- (5) 森林・林業・木材産業に関係する団体
- (6) その他本部会が認める者

2 本部会で必要と認めれば、その事業内容等を審査し、会員を追加することができるものとする。

3 会員は、日野川流域活性化センター会長が委嘱する。

(役員の数及び選任)

第5条 本部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 2名

2 前項の役員は、第4条の本部会会員の中から本部会において選任する。

3 部会長、副部会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第6条 部会長は、会務を総理し、本部会を代表する。

2 副会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理し、部会長が欠けたときはその職務を行う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、3年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 本部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 本部会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第9条 本部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第10条 本部会の監査は、日野川流域活性化センターの監事が行うものとする。

(細則)

第11条 この規約に定めるもののほか、本部会の事務の運営上必要な細則は、部会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成24年6月12日から施行する。(※第1回部会の開催日)

2 役員の仕事は、第7条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 第9条中「4月1日」とあるのは、平成24年度に限り、この規約の施行の日から平成25年3月31日までとする。